

税

公的年金からの特別徴収制度が始まります

公的年金受給者の納税の便宜と徴収の効率化を目的として、公的年金などの所得にかかる市県民税所得割額および均等割額を公的年金から天引きする（特別徴収）制度が10月支給分から始まります。

対象者 平成21年4月1日現在で、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、市県民税の納義務のある人であつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを支給している方

対象とならない方

- ・老齢基礎年金などの給付額が年額18万円未満の方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの年額を超える方

特別徴収の方法

◆〔平成21年度〕新たに特別徴収の対象となった場合

<平成21年度の特別徴収方法>〔新たに特別徴収になる方〕

徴収方法	年金から天引き（特別徴収）			
	徴収月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6	

・10月・12月・2月の年金支払の時に年税額から普通徴収（第一期および第二期）で徴収した額を差し引いた残額の3分の1（年税額の6分の1）ずつを特別徴収します（100円未満の金額は10月分に上乗せされます）。

<平成22年度の徴収方法>〔前年度も特別徴収だった方〕

徴収方法	年金から天引き（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の下半期に徴収した額の1/3	前年度の下半期に徴収した額の1/3	前年度の下半期に徴収した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3

・上半期の年金支給月（4月・6月・8月）では、前年度の2月に特別徴収した額を仮徴収します。
 ・下半期の年金支給額（10月・12月・2月）では、確定した年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します（100円未満の金額は10月分に上乗せされます）。

①10月・12月・2月支給分の年金：公的年金などにかかる年税額から普通徴収（第一期および第二期）で徴収した額を差し引いた残額の3分の1ずつそれぞれ支給年金から天引きされます。

◆〔平成22年度〕前年度から引き続き天引き（特別徴収）の対象である場合

②4月・6月・8月支給の年金

③10月・12月・2月支給の年金：公的年金などにかかる年税額から②を差し引いた残額の3分の1ずつが年金から天引きされます。

：前年度の2月に徴収した額と同額が4月から8月までそれぞれ天引きされます。

問合せ先
 困務グループ
 ☎52-11111（内線246・247）

国保

国保加入者の皆さんへ 心身のリフレッシュ すいすい健康教室 受講生募集

市国民健康保険では、加入者の皆さんに、これからの生活をいきいきと健やかに過ごす知恵を身につけていただけるよう第4期すいすい健康教室を開講します。

この教室は、プールでの全身を使った予防運動や運動室での健康予防体操などを取り入れた教室です。

対象者 国民健康保険加入者（申込時に国保加入者であれば可）

募集期間 10月5日（月）～16日（金）

募集人数 30人（先着順）

開講日 11月5日から毎週木曜日の連続8回

ところ コパンスポーツクラブ 高浜（図書館西100m）

受講料 1,000円（納付方法は、別途開講案内で通知します。また、受講料納入後は、

キャンセルしても返還できません。）
 ※プールで使用する水泳帽子・水着・タオルは各自で用意してください。

申込方法 直接市民窓口グループへ来庁するか、電話で申し込んでください。

申込・問合せ先
 困市民窓口グループ
 ☎52-11111（内線261・262）

第4期すいすい健康教室

開講日	内 容
11月5日	すいすい健康体操（ストレッチと基礎運動）
12日	すいすい健康水泳（プール）（泳がない水中全身運動）
19日	メタボ改善水泳（プール）（ウォーキング中心の水中運動）
26日	かんたんダンベル体操（筋力向上ダンベル体操）
12月3日	膝痛予防のための水中運動（プール）（下半身中心水中運動：アクアウォーキング）
10日	青竹健康体操（ストレッチ体操および青竹踏み）
17日	レッツアクアピクス（プール）（かんたんなのしいアクアピクス）
24日	レクリエーション&リラクゼーション